

## 一般社団法人 日本U A S 産業振興協議会 会則

### (総則)

第1条 この規則は、一般社団法人日本U A S 産業振興協議会（以下「本会」という）の定款に基づき、会員に関する事項を規定する。

### (会員)

第2条 本規則で会員とは、次世代移動体システム（Advanced Mobility Systems、略して「AMS」という。）の、民生分野における積極的な利活用を推進する熱意をもち、本会の目的及びその事業に賛同し、本規則を承認し、入会を申し込んだ団体及び個人のうち、本会が入会を認めた者をいう。

### (会員の種別)

第3条 会員は、「正会員」、「準会員」、「賛助会員」、「公共会員」に区分する。

2. 正会員は、本会の目的に賛同して入会した個人または団体とし、入会金及び年会費を納入した者とする。
3. 準会員は、本会の目的に賛同して入会した個人とし、入会金及び年会費を納入した者とする。
4. 賛助会員は、本会の目的に賛同して入会した団体とし、入会金及び年会費を納入した者とする。
5. 公共会員とは、本会の目的に賛同して入会した公益団体、学校、自治体、政府機関とする。

### (会員サービス)

第4条 会員は、本会が発行するニュースレターを購読することができる。

2. 会員は、本会が主催するセミナー・講演会等の参加費の割引を受けることができる。
3. 会員は、本会が主催するビジネスマッチングに参加することができる。
4. 正会員は、本会の総会に出席し、議決（個人・団体ともに1会員1票）に参加することができる。
5. 正会員は、本会の役員を選挙し、また、役員に選挙されることができる。
6. 正会員は、本会が設置する委員会・研究会等に参加することができる。
7. 賛助会員は、本会が設置する一部の委員会・研究会に参加することができる。
8. 正会員（個人）及び準会員は、本協議会が発行する証明証を取得することができる。
9. 正会員（団体）又は 賛助会員は、JUIDA団体保険に加入することができる。
10. 正会員（個人）又は準会員のうち個人事業主である方は、JUIDA団体保険に加入することができる。
11. 正会員（団体）又は 賛助会員は、JUIDA認定スクールに申し込むことができる。

### (費用の負担)

第5条 会員は当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、本会所定の手続きによる申し込みを行い、理事会にて審査、承認を受けることとする。

(会費)

第7条 会員は、次の入会金（非課税）、年会費（非課税）を本会に納めなければならない。

- |             |     |          |     |          |
|-------------|-----|----------|-----|----------|
| (1) 正会員（個人） | 入会金 | 50,000円  | 年会費 | 10,000円  |
| (2) 正会員（団体） | 入会金 | 100,000円 | 年会費 | 120,000円 |
| (3) 準会員※    | 入会金 | 5,000円   | 年会費 | 5,000円   |
- （※学生は、入会金を免除する。）
- |          |              |         |     |           |
|----------|--------------|---------|-----|-----------|
| (4) 賛助会員 | 入会金          | 50,000円 | 年会費 | 1口50,000円 |
| (5) 公共会員 | 入会金及び年会費（免除） |         |     |           |

2. 前項にかかわらず、初年度の年会費については、以下の通りとする。

- (1) 入会申請日が4月1日から6月30日までは、正規の年会費の満額
- (2) 入会申請日が7月1日から9月30日までは、正規の年会費の3/4
- (3) 入会申請日が10月1日から12月31日までは、正規の年会費の半額
- (4) 入会申請日が1月1日から3月31日までは、正規の年会費の1/4

3. 入会の期日から6ヶ月を経過する日までに所定の会費が納付されない場合は、理事会の議を経て入会の承諾を取り消す。

(会費の納入)

第8条 会費の納入は年1回とし、1年分を前納するものとする。ただし、新規会員は入会時に会費を納入するものとする。

(退会)

第9条 会員は、退会届を本会に提出し、任意に退会することができる。

2. 会員は次のいずれかに該当するに至ったとき、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または解散したとき。
- (4) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員が同意したとき。

3. 定款その他の規則に違反したとき、または、本会の名誉を傷つけ、本会の目的に反する行為をしたとき、その他、正当な事由があるとき、理事全員一致の決議により、会員を退会させることができる。

4. 会員の資格を喪失したときは、本会に対する権利を失う。但し、会員がその資格を喪失しても、本会に既に納入した会費等そのほかの拠出金は、理由の如何を問わず返還しないこととする。

(会員名簿)

第10条 本会に会員の氏名及び住所等連絡先を記載した会員名簿を備える。

2. 会員が死亡、解散し、退会したものとみなされ、または登録の取り消しを受けるときは、その者を会員名簿から除くものとする。

(会員に対する通知等)

第11条 会員に対する通知または書面の送達は、次の方法による。

- (1) 本会のホームページ
- (2) 会員名簿に記載された会員のメールアドレスまたは住所地

(届出事項の変更)

第12条 会員は、本会に届け出た法人名及び氏名、住所、電話番号及びメールアドレス等に変更が生じた場合には、遅滞なく本会に所定の方法により届け出ることとする。

2. 前項の届出がないために本会からの通知、送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合は、通常到着すべき時に会員に到着したものとみなす。但し、前項の変更を行わなかったことに、やむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。

(規則の改定)

第13条 本規則の改廃は理事会の決議によって行う。

附 則

この会則は令和3年7月21日から施行する。

平成26年8月27日 制定

平成30年6月6日 改定

令和3年3月26日 改定

令和3年5月26日 改定

令和3年7月21日 改定